【問１】廃棄物の定義、種類に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．特別管理廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
２．厚生省通知では、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し､又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物に該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものではなく、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものである」としている。
３．廃掃法では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を含む。）をいう。」と定義している。
４．廃掃法では、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた６種類の廃棄物と、その他政令で定める１４種類の計２０種類の廃棄物をいうとしている。
５．不要物であれば、一般的に有償で取引されるようなものであっても廃棄物である。

【問２】特別区の清掃事業における各区の役割として誤っているものを選びなさい。

１．大規模排出事業者等に対する排出指導
２．ごみ、し尿の収集・運搬・中継作業
３．不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営
４．ごみの再利用、資源化の推進
５．分別収集計画の策定

【問３】各区、清掃協議会、清掃一組または東京都における清掃事業の役割分担に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

１．浄化槽の設置の届出及び指導は各区が行っている。
２．し尿等の下水道投入施設の整備・管理・運営は清掃一組が行っている。
３．動物死体の処理（飼主等からの依頼分）は清掃協議会が行っている。
４．一般廃棄物処理施設の設置の許可、届出及び指導は東京都が行っている。
５．容器包装廃棄物の分別収集の実施は各区が行っている。

【問４】一般廃棄物処理業の許可制度に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．一般廃棄物の積卸しを行うことなく、通過する場合でも、一般廃棄物処理業の許可が必要である。
２．専ら再生利用の目的となる廃棄物［古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、空きびん類、古繊維］のみの収集又は運搬を業として行う場合は、一般廃棄物処理業の許可は不要である。
３．一般廃棄物の処理は、原則的には、市町村の固有事務であるが、当該都道府県知事から一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可を受ければ、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行える。
４．一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可を受けた者は、１回のみであれば当該業を他人に委託することができる。
５．市町村の委託を受けて、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合は、一般廃棄物処理業の許可が必要である。

【問５】一般廃棄物処理業の許可制度に関する記述のうち、許可を受ける必要のある場合を選びなさい。

１．造園業者が、自ら剪定した木くずを収集又は運搬する場合
２．廃ゴム製品の再生利用を行い、又は行おうとする者が環境大臣の認定を受けて、収集又は運搬を業として行う場合
３．廃パーソナルコンピュータの広域的な処理を行い、又は行おうとする者が環境大臣の認定を受けて、収集又は運搬を業として行う場合
４．スプリングマットレスの製造を業として行う者が、当該業を行う区域において、その物品が一般廃棄物となったものを適正に収集又は運搬する場合
５．国がその業務として、一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合

【問６】特別区における一般廃棄物処理業の許可対象廃棄物に該当しないものを選びなさい。

１．手術等により排出される病理廃棄物
２．粗大ごみの形状をしていない転居廃棄物
３．弁当がら等を含む普通ごみ
４．道路の清掃により集められた落ち葉
５．電気洗濯機及び衣類乾燥機

【問７】特別区における一般廃棄物収集運搬業の許可基準に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

１．特別区の区域内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙を収集運搬する場合は､区長が許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両でなければならない。
２．運搬車の洗車設備を確保しなければならない。
３．許可を申請する者は、一般廃棄物を適正に処分することができる中間処理施設又は最終処分場を運搬先として確保しなければならない。
４．一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有していなければならない。
５．申請の内容が業を行おうとする区で定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。

【問８】特別区における一般廃棄物収集運搬業の許可基準に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、保管・積替えを行う施設に所有者及び作業者の表示をしなければならない。
２．区長の指定する処理施設を運搬先とする場合、運搬車の車両総重量が２５トン以下でなければならない。
３．個人が新規の申請をしようとする場合、当該申請者又は代理人が、区長が別に定める試験に合格していなければならない。
４．運搬先が特別区の区域内である場合、運搬車は、特別区を管轄する東京運輸支局又は各自動車検査登録事務所で登録を受けたものでなければならない。
５．継続的な作業場所が建物を単位とする場合は、他の一般廃棄物収集運搬業者が当該建物を継続的な作業場所としていてもよい。

【問９】廃掃法第７条に規定する欠格条項に該当しない者を選びなさい。

１．禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から３年を経過した者
２．その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
３．廃掃法に基づく処分の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から５年を経過した者
４．廃掃法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過した者
５．成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

【問１０】一般廃棄物の保管・積替えに関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

１．一般廃棄物の保管を行う場合には、環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した縦及び横それぞれ６０センチメートル以上の掲示板が設けられている場所で行うこと。
２．一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
３．一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならない。
４．保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
５．屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあって、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超える場合は、当該市町村長に届け出ること。

【問１１】特別管理一般廃棄物に該当しないものを選びなさい。

１．ダイオキシン類の含有量が基準を超えるダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉からのばいじん・燃え殻
２．ごみ処理施設からのばいじん（集じん施設で集められたもの）
３．国又は地方公共団体の薬学に係る試験研究機関から発生する感染性一般廃棄物
４．ダイオキシン類の含有量が基準を超えるダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設からの汚泥
５．すべての廃家電に含まれるポリ塩化ビフェニル使用部品

【問１２】特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して、収集又は運搬すること。
２．収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書をいかなる場合も携帯すること。
３．運搬用パイプラインは、いかなる場合も特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に用いてはならない。
４．特別管理一般廃棄物の積替えは、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるため、行ってはならない。
５．特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、必ず他の物と区分して収集し、又は運搬すること。

【問１３】特別区における一般廃棄物収集運搬業を行う際の遵守事項に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．収集時における作業場所ごとの計量は、必ず計量器を使用すること。
２．作業台帳は、収集量及び処理料金を記載すること。
３．運転日報、搬入伝票等は事業場ごとに１年間作業台帳と一緒に保存すること。
４．運転日報は、運行日ごと、運搬車両ごとに収集品目を必ず記載すること。
５．作業台帳は、運転日報を基に、運搬車両ごとに作成すること。

【問１４】特別区において一般廃棄物収集運搬業を行う際の遵守事項に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

１．自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
２．作業台帳及び運転日報を備え、一般廃棄物の種類ごとに必要な事項を記載し、保存すること。
３．許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
４．当該市町村長の許可を得ず、一般廃棄物の収集又は運搬を他人に委託しないこと。
５．許可証を事務所又は事業所に備え置いて、許可の内容が明らかになるようにしておき、立入検査時等には、速やかに確認できるようにしておくこと。

【問１５】特別区における一般廃棄物収集運搬業に使用する運搬車に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．運搬車以外の車両には、特別区で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号の表示をしないこと。
２．運搬車のドア、荷箱又は荷台の両側面、車両後方面に、一般廃棄物収集運搬許可業者の氏名（法人にあっては名称）及び許可番号を表示すること。
３．電話番号等・標語・ロゴマーク等については、表記を一切不可とする。
４．車両の表示は、左側面は表示起点から右に、右側面は表示起点から左に表示すること。
５．運搬車の外部塗装は、ブルー一色とし、ブルー以外の色については、一切不可とする。

【問１６】特別区における一般廃棄物収集運搬業を行う際の遵守事項に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

１．運搬車は作業終了後、荷箱の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに清潔の保持に努めること。
２．特別区の区域外で保管・積替えを行った一般廃棄物は、特別区の区域内の定められた運搬先に運搬すること。
３．一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、許可又は承認を受けた施設で行うこと。許可又は承認のない施設で保管・積替えを行ってはならない。
４．汚水タンク内の汚水は、適切に処理することのできる施設以外では排出しないこと。
５．専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を運搬車で収集運搬する場合は、他の一般廃棄物と混載しないこと。

【問１７】特別区において特定家庭用機器廃棄物を取り扱う場合の特例に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する専用の車両は、特別区における一般廃棄物収集運搬専用車両でなければならない。
２．特定家庭用機器廃棄物の運搬先は、指定処理施設でなければならない。
３．特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合は、再商品化等の妨げにならないような方法で行うこと。
４．特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する専用の車両では、他の一般廃棄物（古紙・古繊維）と混載しないこと。
５．特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する専用の車両は、特別区管轄の車両ナンバーであること。

【問１８】特別区における一般廃棄物処理業の申請・届出に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．車庫、洗車設備の所在地に変更があった場合は、変更した日の翌月の１０日までに変更届を提出すること。
２．作業場所を増加又は減少する場合は、変更前１０日以内に変更届を提出すること。
３．許可証の再交付を受けようとする場合は、直ちに、再交付申請書を提出すること。
４．運搬先を変更する場合は、変更後１０日以内に変更承認申請書を提出すること。
５．法人の名称を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に変更承認申請書を提出すること。

【問１９】特別区における一般廃棄物処理業についての各種手続きに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．事業の区分の変更許可申請をした場合の変更許可後の許可期間は、変更を許可された日から２年間とする。
２．新規許可申請に要する能力認定試験の合格の効力は、合格した日の翌年度末までである。
３．変更承認申請を行い承認を受けて、新しい許可証を交付される場合は、変更前の許可証は必ず破棄すること。
４．更新許可の申請書に記載する車庫及び洗車場は、主に使用する車庫、洗車場を記載すること。
５．　一般廃棄物処理業の許可を取得してから５年を経過している個人が発起人として設立し、その代表者又は役員となった法人が、当該個人と同一の業を継続する場合は、能力認定試験は免除される。

【問２０】特別区における一般廃棄物処理業についての各種手続きに関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

１．許可期間満了時に、許可を更新しない場合でも、業の廃止届を提出しなければならない。
２．欠格要件に該当した場合は、２週間以内に清掃協議会に届け出なければならない。
３．業の廃止届に添付する書類のうち、運搬車から許可の表示を抹消した写真は、すべての許可区で業を行わなくなった場合にのみ添付すること。
４．業を廃止したときは、１０日以内に清掃協議会に届け出なければならない。
５．業の廃止届には、許可を廃止した日の属する年度分の一般廃棄物処理実績報告書を添付しなければならない。

【問２１】一般廃棄物処理に係る実績報告書の作成に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．実績報告書に記入する収集運搬量は、搬入先が自己施設の場合は、特別区以外に所在する施設は含まずに記入する。
２．実績報告書に記載する廃家電の処理量の単位は、処理重量を表す「ｋｇ（キログラム)」を使用する。
３．廃家電については、特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書により報告する。
４．区別一般廃棄物処理量実績調査票は、実績がない場合は提出しなくてよい。
５．実績報告書に記載する処理量は、小数第３位以下を切り捨てて小数第２位までとする。

【問２２】廃掃法における行政処分に関する記述のうち、市町村長が一般廃棄物処理業の許可を必ず取り消さなければならない場合に該当しないものを選びなさい。

１．不正の手段によって許可を受けたとき
２．廃掃法に違反する行為をし、情状が特に重いとき
３．事業の停止命令に違反したとき
４．事業に使用する施設又は能力が許可の基準に適合しなくなったとき
５．違反行為に関与し、情状が特に重いとき

【問２３】廃掃法で科せられる罰則に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．改善命令に違反したときは、３年以下の懲役若しくは３百万円以下の罰金又はこの併科となる。
２．無許可で一般廃棄物の収集又は運搬を行ったときは、３年以下の懲役若しくは５百万円以下の罰金又はこの併科となる。
３．違法に廃棄物を焼却したときは、２年以下の懲役若しくは２百万円以下の罰金又はこの併科となる。
４．求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金となる。
５．一般廃棄物を環境大臣の確認なく輸出したときは、３０万円以下の罰金となる。

【問２４】特別区における医療廃棄物の適正処理に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

１．指定処理施設へ持ち込む場合は、医療関係機関が所在する区の清掃事務所に医療廃棄物排出状況申告書を提出して、事前に確認を受けていなくてはならない。
２．非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては、感染性廃棄物と同等の取扱いをすること。
３．感染性廃棄物のうち、廃掃法で指定されている産業廃棄物以外のものが感染性一般廃棄物で、「特別管理廃棄物」として、適正処理する必要がある。
４．医療関係機関等から排出される一般廃棄物を取り扱った場合は、医療廃棄物処理実績報告書を作成しなければならないが、清掃協議会へ提出する必要はない。
５．医療関係機関から排出される廃棄物は、医療行為以外の事業活動に伴って生じた一般廃棄物であっても、「医療廃棄物」の許可を受けていない業者は取り扱うことができない。

【問２５】特別区の区域内で発生した事業系一般廃棄物を、一般廃棄物収集運搬業者が指定処理施設へ持ち込む場合に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

１．臨時持込みをする場合において、火災ごみ・転居廃棄物は内容物確認のため、塵芥車などの密閉車両では搬入できない。
２．継続して清掃一組処理施設へ持ち込む場合には継続持込みの申請が必要となるが、新規に継続持込承認申請を行う場合は、直近２か月間で１回程度以上、事業系一般廃棄物を処理施設に搬入している実績が必要となる。
３．清掃一組処理施設への継続持込みの更新申請を行う場合には、事前に、清掃協議会へ提出した許可に関する書類を提出しなければならない。
４．指定処理施設へは、粉末状で飛散するおそれのある物は持ち込むことができないが、最終処分場に焼却残灰を持ち込む場合は、湿らせるなど飛散防止の対策をしていれば持ち込める。
５．継続持込みが承認された場合は、車両ごとに「一般廃棄物継続持込承認カード」が交付され、これが承認を証するものとなる。

【問２６】一般廃棄物収集運搬業者が指定処理施設への継続的な持込みをする場合に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．持込ごみ量は、１回の計量により算定する。計量を行わなかった場合は、最大積載量で持込ごみ量を算定する。
２．継続的に一般廃棄物を持ち込む収集運搬業者については、持込先及び１日あたりの搬入量が定められている。これを「持込可燃ごみ清掃工場搬入計画」という。
３．継続持込みの承認期間は、収集運搬業の許可期間にかかわらず１年を限度として承認される。
４．廃棄物処理手数料は、最終処分場に持ち込んだ場合は、原則として１か月ごとに持込承認を行った清掃事務所から、直接請求される。
５．清掃一組処理施設に持ち込んだ場合で、処理手数料の滞納日数が１００日に達したときは、原則搬入の都度請求される。

【問２７】特別区における一般廃棄物管理票（マニフェスト制度）に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．排出量が「マニフェスト適用対象事業者」とされる排出量に満たなくなった排出事業者は、清掃協議会にマニフェスト非適用届を提出すれば、マニフェストの使用を中止することができる。
２．事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者は、「マニフェスト適用対象事業者」には該当しない。
３．マニフェスト適用対象事業者でない排出事業者は、いかなる場合もマニフェストを使用することはできない。
４．マニフェスト適用対象事業者は、排出場所を所管する清掃事務所へマニフェスト適用対象事業者届を提出すること。
５．マニフェストは、収集運搬業者（Ａ票及びＤ票）、排出事業者（Ｂ票）をそれぞれ５年間保存すること。

【問２８】廃掃法第７条の一般廃棄物処理業に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．一般廃棄物の収集又は運搬業の許可は、６月を下らない環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
２．一般廃棄物の運搬のみを業として行う場合は、積卸しを行う区域を管轄する市町村長の許可を受ける必要はない。
３．市町村長は、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難でないときでも、業の許可をすることができる。
４．許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日から起算する。
５．一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、他人に委託してはならない。

【問２９】廃掃法第５条の２の基本方針に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

１．環境大臣は基本方針で、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項を定める。
２．環境大臣は基本方針で、廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向を定める。
３．環境大臣は基本方針で、廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項を定める。
４．環境大臣は基本方針で、都道府県の廃棄物処理計画を定め、廃棄物の発生量及び処理量の見込みを定める。
５．環境大臣は基本方針で、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項を定める。

【問３０】循環型社会形成推進基本法に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

１．この法律において「熱回収」とは、循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
２．この法律において「環境への負荷」とは、環境基本法第２条第１項に規定する環境への負荷をいう。
３．この法律において、循環資源の全部又は一部を原材料として利用することは「再生利用」に該当する。
４．この法律において循環資源を製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを除く）は「再使用」に該当する。
５．この法律において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。

【問３１】特定家庭用機器再商品化法に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

１．小売業者は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、引き取るべき製造業者等への引き渡しのために、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を業として行うことはできない。
２．小売業者の委託を受けて特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬の業を行うことはできない。
３．特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしようとして主務大臣の認定を受けた製造業者等は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、運搬又は処分を業として行うことはできない。
４．小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を他の者に委託して行うときは、当該収集又は運搬を受託した者に対して、この法律に規定する管理票に関する事務の全部又は一部を委託することができる。
５．小売業者の委託を受けて特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことはできない。

【問３２】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に関するの記述のうち、誤っているものを選びなさい。

１．食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用することは、「再生利用」に該当する。
２．事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めなければならない。
３．食品循環資源を原材料とする肥料の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。登録は、２年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
４．この法律において「減量」とは、脱水、乾燥その他の主務省令で定める方法により食品廃棄物等の量を減少させることをいう。
５．食品循環資源を熱を得ることに利用するために譲渡すること（食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。）は、「熱回収」に該当する。

【問３３】容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

１．この法律において認定特定事業者は、廃掃法の規定による許可を受けなければ、分別基準適合物の再商品化に必要な一般廃棄物の運搬を業として行うことができない。
２．この法律において商品の容器であって当該商品と分離された場合に不要となるものは、「容器包装」に該当する。
３．この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。
４．この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定めるものをいう。
５．この法律において「容器包装廃棄物」とは、容器包装が廃掃法に規定する一般廃棄物となったものをいう。

【問３４】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

１．自動車等を使用する者は、その自動車等を適正に整備し、及び適切に運転することにより、自動車等から発生する騒音及び振動を最小限度にとどめるよう努めなければならない。
２．都民は、日常生活その他の活動において環境への負荷を低減し、及び公害の発生を防ぐよう努めるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
３．自動車等を使用する者は、騒音の発生が相当程度少ない自動車等又は騒音の発生がより少ない自動車等を使用するよう努めなければならない。
４．何人も、いかなるときでも、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。
５．工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはならない。

【問３５】東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例に関する記述のうち､誤っているものを選びなさい。

１．廃棄物を処理施設又は投入施設に運搬する者及び運搬施設を利用する者は、組合規則で定める受入基準に従わなければならない。
２．一般廃棄物処理計画に適合する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物は、管理者が処理する廃棄物に該当しない。
３．「運搬施設」とは、清掃一組が管理運営するごみ運搬用パイプライン施設をいう。
４．「家庭廃棄物」とは、一般の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
５．「処理施設」とは、清掃一組が管理運営するごみ処理施設（運搬施設を除く。）をいう。

以降の記述式問題の解答は、マークシート解答用紙裏面の解答欄に記入すること。

【問３６】政令第４条の７に規定されている法第７条第５項第４号へ、リ及びヌの政令で定める使用人に関する条文になるように、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

法第７条第５項第４号へ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、［　①　］の使用人で、次に掲げるものの［　②　］であるものとする。

一　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる［　③　］又は従たる［　③　］）

二　前号に掲げるもののほか、［　④　］に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る［　⑤　］を締結する権限を有する者を置くもの

〔語群〕

【　契約　　広義　　代表者　　継続的　　施設　　断続的　　申請者　　協定
事務所　　仲介者　】

【問３７】循環型社会形成推進基本法第１２条に規定されている国民の責務に関する条文になるように、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

国民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく［　①　］すること、再生品を使用すること、［　②　］が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が［　③　］となることを抑制し、製品等が［　②　］となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し国及び［　④　］の施策に協力する［　⑤　］を有する。

（以下略）

〔語群〕

【　廃棄物等　　循環資源　　再生利用　　責務　　再利用資源　　地方公共団体
産業界　　不要品等　　長期間使用　　権利　】

【問３８】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令第１条に規定されている食事の提供を伴う事業に関する条文について、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第２条第４項第２号の政令で定める事業は、［ ① ］、［ ② ］、［ ③ ］、［ ④ ］（順不同）である。

〔語群〕
【　内陸水運業　　葬儀業　　水産食料品製造業　　結婚式場業　　下宿業　　食肉小売業
沿海旅客海運業　　環境計量証明業　　道路旅客運送業　　旅館業　　食用油脂加工業　】

【問３９】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第２条に規定されている定義に関する条文になるように、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　環境への負荷　事業活動その他の［ ① ］により環境に加えられる影響であって、［ ② ］上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
二　公害　［ ② ］上の支障のうち、事業活動その他の［ ① ］に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、［ ③ ］によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が［ ④ ］されることをいう。
（以下略）

〔語群〕
【　阻害　　悪臭等　　産業の振興　　環境の保全　　使用　　資源の再利用
化学物質等　　人の活動　　限定　】

【問４０】 一般廃棄物収集運搬業の許可基準に関する記述について、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

・「［ ① ］」とは、一般廃棄物収集運搬業者が事業系一般廃棄物を排出する事業者から委託を受けて、当該一般廃棄物を６月以上にわたり月１回以上収集する特定の場所をいう。
・［ ② ］にあっては、一般廃棄物収集運搬業の許可を受ける区内に［ ① ］を有すること。
・［ ① ］で一般廃棄物を排出する事業者と次に掲げる事項を記載した収集運搬の委託契約を締結し、又は締結する予定であること。
　Ⅰ．［ ① ］の所在地及び名称　　Ⅱ．排出する一般廃棄物の種類及び月平均排出量
　Ⅲ．契約期間　　Ⅳ．一般廃棄物の収集運搬料金及び処分料金
・区長の指定する［ ③ ］を運搬先とする運搬車は、［ ④ ］を有すること。
・運搬車は、運搬する一般廃棄物が汚水を含み、又は悪臭が発生するおそれがある場合は、［ ⑤ ］が密閉できる構造であること。

〔語群〕
【　不燃ごみ　　継続的な作業場所　　資源循環施設　　普通ごみ　　一次的な作業場所
　自動排出機能　　荷箱　　延焼防止装置　　容器　　処理施設　】

【問４１】廃掃法第１８条に規定されている報告の徴収に関する条文になるように、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

　都道府県知事又は［ ① ］は、この法律の施行に［ ② ］において、［ ③ ］、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの［ ④ ］の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（中略）又は産業廃棄物処理施設の設置者（中略）に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの［ ④ ］の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理（中略）に関し、［ ⑤ ］を求めることができる。
（以下略）

〔語群〕
【　必要な限度　　副知事　　必要な報告　　市町村長　　適用される範囲　　事業者
　疑いのある物　　法人　　必要な調査　　確証のある物　】

【問４２】 廃掃法第１９条の４に規定されている措置命令に関する条文になるように、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

一般廃棄物処理基準（［①］にあっては、［①］処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、［②］（前条第３号に掲げる場合にあっては、［③］。第１９条の７において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者（中略）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は［④］のために［⑤］（中略）を講ずべきことを命ずることができる。
（以下略）

〔語群〕
【　環境大臣　　特別管理産業廃棄物　　市町村長　　再発の防止　　厚生労働大臣
　特別管理一般廃棄物　　都知事　　必要な措置　　発生の防止　　適切な対応策　】

【問４３】環境省令第２条の７に規定されている法第７条の２第４項の規定による欠格要件に係る届出に関する条文になるように、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

法第７条の２第４項の規定による届出は、法第７条第５項第４号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあっては、同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至った日から［①］以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び［②］並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　法第７条第１項又は第６項の許可の年月日及び［③］
三　法７条第５項第４号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあっては、同号トに係るものを除く。）のうち該当するに至ったもの（以下この条において「当該［④］」という。）及び該当するに至った［⑤］
四　当該［④］に該当するに至った年月日

〔語群〕
【　事業内容　　許可番号　　住所　　登録番号　　欠格要件　　１週間　　許可基準
　具体的事由　　２週間　　証拠書類　】

【問４４】特定家庭用機器再商品化法第６条に規定されている事業者及び消費者の責務に関する条文になるように、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく［　①　］ことにより、特定家庭用機器廃棄物の［　②　］を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を［　②　］する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の［　③　］が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は［　③　］をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ［　④　］の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の［　⑤　］を達成するために行う措置に協力しなければならない。

〔語群〕

【　料金　　投入　　排出　　目的　　再商品化等　　長期間使用する　　税金　　遵守
短期間で使い切る　　再生利用　】

【問４５】　循環型社会形成推進基本法第２条に規定されている定義に関する条文になるように、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが［　①　］され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（中略）が確保され、もって天然資源の消費を［　①　］し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

２　この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一　廃棄物

二　一度使用され、若しくは［　②　］収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、［　③　］、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い［　④　］得られた物品（前号に掲げる物を除く。）

（中略）

４　この法律において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び［　⑤　］をいう。

（以下略）

〔語群〕

【　使用されずに　　主に　　熱回収　　推進　　抑制　　エネルギーの供給
副次的に　　エネルギーの節約　　物質回収　　何度も使用して　】

【問４６】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第２条に規定されている定義に関する条文になるように、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

この法律において「食品」とは、飲食料品のうち薬事法（昭和３５年法律第１４５号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

２　この法律において「［　①　］」とは、次に掲げる物品をいう。

一　食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに［　②　］

二　食品の製造、加工又は［　③　］の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

３　この法律において「［　④　］」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。

４　この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一　食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者

二　飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

（以下略）

〔語群〕

【　廃棄されたもの　　処理　　再生医療等製品　　食品再生利用　　調理　　開発
加工されたもの　　営業　　食品廃棄物等　　食品循環資源　】

【問４７】使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第２条に規定されている定義に関する条文になるように、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が［　①　］の用に供する電子機器その他の［　②　］（中略）であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一　当該［　②　］が廃棄物（中略）となった場合において、その［　③　］収集及び運搬が可能であると認められるもの

二　当該［　②　］が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の［　④　］及び資源の［　⑤　］を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

（以下略）

〔語群〕

【　排出抑制　　緊急時　　有効な利用　　情報通信機械器具　　通常生活
電気機械器具　　効率的な　　適正な処理　　広域的な　　備蓄　】

【問４８】 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第３４条に規定されている低公害・低燃費車等の使用及び利用の努力義務に関する条文になるように、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスを発生しないか、若しくは排出ガスの発生量が相当程度少なく、かつ、燃費性能（［①］との対比における自動車の性能として規則で定めるものをいう。以下同じ。）が相当程度［②］ものとして［③］が指定する自動車（以下「低公害・低燃費車」という。）又は排出ガスの［④］、かつ、燃費性能がより高い自動車等を使用し、又は［⑤］努めなければならない。
（以下略）

〔語群〕
【　利用するよう　　高い　　知事　　エネルギーの消費量　　発生量がより少なく
　低い　　コストと走行距離　　自動車メーカー　　利用しないよう　　濃度が低く　】

【問４９】東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例第１１条に規定されている督促の条文及び第１１条の２に規定されている滞納者に対する措置の条文になるように、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

第１１条　第９条に規定する［①］を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後［②］以内に組合規則で定める督促状を発行して督促する。
２　前項の督促状には、その発行の日から［③］以内において納付すべき期限を指定する。

第１１条の２　管理者は、第９条に規定する［①］を納期限までに納付しない者に対し、期間を定めて処理施設又は［④］への廃棄物の搬入及び［⑤］の利用を停止させることができる。

〔語群〕
【　１ヶ月　　投入施設　　処理施設　　１５日　　廃棄物投入手数料　　半年
　運搬施設　　２０日　　廃棄物処理手数料　　洗浄施設　】

【問５０】東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則第８条に規定されている受入基準に関する条文になるように、［　　］に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

条例第７条の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

一　一般廃棄物の場合　次に掲げるとおりとする。

イ　東京二十三区清掃一部事務組合を組織する特別区の区域内において発生した一般廃棄物であって、次のいずれにも［　①　］であること。

（１）　ふん尿

（２）　動物の死体

（３）　［　②　］に指定されている物

（４）　有害性の物

（５）　爆発性のある物、［　③　］の原因となるおそれのある物等［　④　］のある物

（６）　液状の物（投入施設に運搬する場合のし尿を除く。）

（７）　粉末状又は［　⑤　］で飛散するおそれのある物

（８）　焼却施設にあっては、焼却に適さない物

（９）　その他処理施設、投入施設又は運搬施設の管理運営に支障を来すおそれのある物

（以下略）

〔語群〕

【　火災発生　　霧状　　特別管理産業廃棄物　　危険性　　該当しないもの
怪我　　違法性　　該当するもの　　顆粒状　　特別管理一般廃棄物　】